

豊中市立〇〇こども園の民間移管に係る施設整備・引継ぎ等に関する協定書 (イメージ)

豊中市(以下「市」という。)と〇〇法人〇〇〇〇(以下「移管先事業者」という。)とは、豊中市立〇〇こども園(以下「〇〇こども園」という。)の建て替え及び民間移管(〇〇こども園で実施してきた教育・保育内容等を継承し幼保連携型認定こども園を運営することをいう。以下同じ。)に向けた施設整備・引継ぎ等について、次のとおり協定書を締結する。

第1章 総則

(目的)

第1条 本協定書は、〇〇こども園の引継ぎ、幼保連携型認定こども園の施設整備等に関する事項を定め、円滑な移行を図ることを目的とする。

(民間移管に係る協調)

第2条 市と移管先事業者は、民間移管にあたって、入所児童の安定した教育・保育を第一に考え、協調しながら誠意をもって対応し、円滑な移管を図られるようにする。

2 移管先事業者は、市が行う民間移管に関する指導、要請等については、原則として従うものとする。

(開園日)

第3条 移管先事業者は、民間移管後の幼保連携型認定こども園(以下「移管後の園」という。)を令和〇年4月1日に開園しなければならない。

(有効期間)

第4条 本協定書の有効期間は、締結日から令和〇年3月31日までとする。

(本協定の解除)

第5条 市は、令和〇年4月1日の開園までの期間に移管先事業者が以下のいずれかに該当した場合は、本協定書を解除することができる。

- (1) 選定時に市が示した選定条件等に対して誠実に対応していないと市が判断した場合
- (2) 移管先事業者が第20条に規定する配置基準を満たす職員を確保できない等、幼保連携型認定こども園の設置・運営が困難と市が判断した場合
- (3) 移管先事業者が両者協議の上定める日に職員を派遣しない等、三者協議会の設置や引継ぎ・共同保育が実施できないと市が判断した場合

- (4) 移管先事業者が市の指定する期日までに規定の書類を提出しない等、開園日までに幼保連携型認定こども園の設置認可ができないと市が判断した場合
 - (5) 移管先事業者が正当な理由なく三者協議会での合意形成を拒んだ場合
 - (6) 移管先事業者がその責めに帰すべき理由により施設整備に着手しない場合又は開園日までに施設整備が完了しない、あるいは完了しない見込みの場合
 - (7) 移管先事業者の法人本部及び移管先事業者が運営する施設において、法令違反等、重大な社会的信用失墜行為が確認された場合
 - (8) 移管先事業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者と関係があることが判明した場合
 - (9) 移管先事業者が本協定書に違反した場合
- 2 市は、前項の規定により本協定を解除した場合は、民間移管に伴い移管先事業者が負担した費用及び移管先事業者に生じた損害の一切を賠償しないものとする。

（損害賠償）

- 第6条 前条の規定により本協定書を解除したときは、民間移管に伴い市が負担した費用及び市に生じた損害の賠償を移管先事業者に求めることができる。
- 2 移管先事業者が移管先事業者の決定を辞退し、又は本協定書で定めた事項を履行しないことにより市に損害が生じたときは、移管先事業者は市にその損害を賠償しなければならない。

（民間移管の停止）

- 第7条 令和〇年3月31日までに〇〇こども園の廃止に係る条例について市議会の承認議決が得られないときは、市は本協定書を解除するものとする。
- 2 前項の規定により移管が実施されない場合において移管先事業者が負担した費用及び移管先事業者に生じた損害については、市及び移管先事業者が協議するものとする。

第2章 施設整備等に関する事項

（施設整備）

- 第8条 移管先事業者は、本協定書の締結後は速やかに施設整備に向けた準備に着手することとし、令和〇年3月31日までに幼保連携型認定こども園を新たに整備しなければならない。なお、幼保連携型認定こども園設置にあたっては本市の認可を得ること。

(整備用地の貸付)

第9条 幼保連携型認定こども園の整備・運営に係る用地（以下「貸付土地」という。）

は、市が移管先事業者に対し有償にて貸付を行うものとする。なお、工事期間は土地使用賃借契約書により無償にて貸付を行う。

2 用地の貸付については、別途、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第1項に規定する事業用定期借地権設定契約を締結するものとする。

3 貸付土地にある旧園舎は移管先事業者の責任のもと除却するものとする。なお、市は豊中市立〇〇こども園民間移管に係る移管先事業者募集要項に示す基準価格の範囲内で移管先事業者から提案のあった除却負担金を支払う。

4 市は、〇〇こども園の備品、遊具等のうち市がその後使用しないものを、移管先事業者と別途協議の上、移管先事業者は無償で譲渡するものとする。

(工事等の進捗状況の報告)

第10条 市は、必要に応じ工事等の進捗状況の報告を移管先事業者に求めることができる。市からの求めがあった場合、移管先事業者は、速やかに工事等の進捗状況を市に報告しなければならない。

(近隣住民等への説明)

第11条 移管先事業者は、幼保連携型認定こども園の整備にあたり、地元自治会等と必要な協議、調整を行うとともに、近隣への日照、騒音等の環境面に配慮しなければならない。また、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、移管先事業者の責任において誠意をもって対応するものとする。

(明け渡し返還義務等)

第12条 移管先事業者は、幼保連携型認定こども園を整備後、市が第5条の規定により本協定書を解除した場合は、第9条により貸し付けた土地を、自己の負担にて、建物・工作物・地中埋設物一切を取り壊しの上、完全な更地で返還しなければならない。ただし、更地での返還の必要がないと市が認めた場合には、市が指定する日までに現況有姿にて市に無償譲渡するものとする。

2 移管先事業者は、幼保連携型認定こども園を整備後、市が第7条の規定により本協定を解除した場合は、第9条により貸し付けた土地を返還しなければならない。ただし、建物等の取り扱いは市及び移管先事業者が協議するものとする。

3 移管先事業者の明け渡しの後の貸付土地の残置物に関しては、移管先事業者がその所有権を放棄したものとみなす。

第3章 民間移管に関する事項

(引継ぎ)

第13条 移管先事業者は、民間移管に当たり、園児や保護者への影響に十分配慮し、円滑な引継ぎの実施に努めるものとする。

(〇〇こども園の在園児童の引継ぎ)

第14条 移管先事業者は、移管後の園において、〇〇こども園の入所児童のうち、希望する児童を全員引き継がなければならない。

(三者協議会)

第15条 市及び移管先事業者は、入所児童の保護者・移管先事業者・市で構成される三者協議会を設置し、民間移管後3年が経過する令和〇年3月31日まで三者協議会を主催しなければならない。

2 三者協議会では、次の事項を協議する。

- (1) 教育・保育内容
- (2) 保護者負担
- (3) 職員の配置
- (4) 安全対策
- (5) その他保護者、移管先事業者、市の三者で協議し必要と認める事項

3 開催方法等の三者協議会に関する詳細は別に定める要綱による。

4 移管先事業者は、三者協議会において合意した内容を誠実に履行するものとする。

(引継ぎ・共同保育)

第16条 民間移管に伴い、教育・保育の内容等に関する事項を移管先事業者に円滑に引き継ぐため、〇〇こども園の職員及び移管先事業者が派遣する職員が共同で引継ぎ・共同保育を行う。

2 引継ぎ・共同保育の期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

3 市と移管先事業者は、民間移管に伴う引継ぎ・共同保育について、入所児童の安全に十分注意をし、事故のないように配慮しなければならない。

4 引継ぎ・共同保育は、移管先事業者が市に提出した引継ぎ体制計画書等を基に、施設長予定者及び主幹保育教諭予定者等を〇〇こども園に派遣し実施する。

5 移管先事業者は、月に1回〇〇こども園の民間移管に伴う引継ぎ・共同保育記録書を市に提出しなければならない。

6 引継ぎ・共同保育に関わる経費として、移管先事業者が〇〇こども園に派遣する職員の人件費については、豊中市立〇〇こども園民間移管に係る移管先事業者募集要項で示す額を参考に、移管先事業者に補助金として支払うものとする。

(人材確保)

第 17 条 移管先事業者は、〇〇こども園で勤務している職員が継続して勤務を希望する場合は、職員等の人材確保の中で検討するものとする。

(アフターフォロー)

第 18 条 市は、民間移管後 1 年間、次に掲げるアフターフォローを行う。

- (1) 民間移管前の〇〇こども園の職員等のうち、アフターフォローを担当する市の保育教諭等が移管後の園を定期的に訪問する。
- (2) アフターフォローを担当する市の保育教諭等は、教育・保育内容や移管条件の履行が適切に実施されているかを確認し、移管後の教育・保育を実施する移管先事業者に所属する保育教諭等のスタッフに対して、助言等を実施する。
- (3) アフターフォローを担当する市の保育教諭等は、移管後の園の教育・保育を実施しない。
- (4) 移管後の園において市が引き継いだ教育・保育方針と移管先事業者の実施内容に差がある場合は、アフターフォローを担当する市の保育教諭を通じて、市の意見を移管先事業者に伝える。
- (5) 前号をもって実施内容の差が埋まらない場合や引継ぎ内容に疑義が生じた場合は、移管先事業者の保育教諭とアフターフォローを担当する市の保育教諭が協議する場を設ける他、三者協議会での協議を検討する。

2 アフターフォローの期間は、令和〇年 4 月 1 日から令和〇年 3 月 31 日までとする。

(行事)

第 19 条 移管先事業者は、移管後の園において、民間移管前に〇〇こども園で実施していた行事を行うものとする。この場合において、実施する行事の詳細については、三者協議会での協議を経て決定するものとする。

(職員配置)

第 20 条 移管先事業者は、開園日時点の移管後の園において、次に掲げるとおり職員を配置するものとする。

- (1) 利用児童数に応じて、「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊中市条例第 49 号）」に基づく保育教諭等を確保すること。
- (2) 施設長として、次の A) 及び B) を満たし、かつ、C) 又は D) いずれかの経験を有し、応募提案時の施設長予定者を配置すること。
 - A) 幹部職員としての資質があること

- B) 専任とし、他の施設と兼務していないこと
- C) 就学前の子どもに関する教育もしくは保育の経験（以下「教育・保育の経験」という。）10年以上かつ施設長・副園長・主幹保育教諭などの役職経験が3年以上あること
- D) 社会人経験が10年以上あること（うち就学前施設の施設長経験3年以上）
- (3) 主幹保育教諭として、次のA)及びB)を満たす職員を2人以上確保し、引継ぎ・共同保育に参加した職員を配置すること。ただし、前号の「施設長」をD)の条件で任用する場合は、C)も満たす主幹保育教諭を1人以上配置すること。
 - A) 教育・保育の経験が5年以上あること
 - B) 施設長に事故があるときは、その職務を代行することが可能であること
 - C) 3年以上の施設長・副園長・主幹保育教諭などの役職経験があること
- (4) 保育教諭のうち常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者）については、次のA)及びB)を満たすこと。
 - A) 教育・保育の経験10年以上又は法人が運営する認定こども園等での教育・保育の経験が7年以上の保育教諭を2人以上配置すること
 - B) 教育・保育の経験4年以上の者を、1/3以上配置すること（教育・保育の経験10年以上2人を除いた数を母数とする。小数点以下切り上げ。）
- (5) 正看護師を、常勤で1人以上配置すること

（アンケートへの協力）

第21条 移管先事業者は、市が民間移管前及び民間移管後に実施する移管先事業者の教育・保育状況等を確認すること、民間移管の評価及び効果の検証に使用するための保護者アンケート等の実施に協力するものとする。なお、当該保護者アンケート等の結果は必要に応じて公表することとする。

（第三者評価）

第22条 移管先事業者は、開園日から1年経過後に福祉サービス第三者評価事業を受審し、評価結果を公表するものとする。

（管轄裁判所）

第23条 この協定について訴訟等の生じたときは、市の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（信義誠実の原則）

第24条 市及び移管先事業者は、本協定書の履行に際しては、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(疑義等の決定)

第 25 条 本協定書に定めるもののほか、必要な事項については、市及び移管先事業者で協議の上定めるものとする。

本協定書を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれに市及び移管先事業者は記名押印して各自その 1 通を保有する。

令和〇年（〇〇年）〇月〇日

市 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1
豊中市
豊中市長 長内 繁樹

移管先事業者 住所
〇〇法人〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇